

国土交通省への質問・意見

2015.5.16、同省 HP「ホットライン・ステーション」から送信

御省の HP に、「戸開走行保護装置の設置義務付け」という記事があります。この「戸開走行保護装置」という言葉について質問します。

1 この語は、関連する建築基準法施行令や告示には見られません。御省が説明用に創作した語でしょうか。この語が使われているうち、最も公式文書の度合いが高いものをご教示ください。

2 この語はなんと読むのでしょうか。講習会等では「とかいそうこう」と読まれています。公式にふりがなを打った文書などがありますか。御省内では読み方を決めていますか。

ちなみに、「とかい」では湯桶読みになり、日本語として変だと思えます。「とびらき」と読むべきだと思いますが、その場合は「戸開き」と「き」を送るのが普通でしょう。読み方について、ご見解をお願いします。

3 最後に「保護装置」とありますが、この装置は「自動的にかごを制止する装置」(政令)なのに、なぜ「保護」の語が使われているのでしょうか。「～保護装置」では、「戸開走行しても安全なように保護する装置」と思ってしまいます。「～制止装置」が適切だと思います。

4 専門分野の造語でも、省庁が使うものは日本語として否応なしに広まっていきます。一担当官が思いついた変な言葉がそのまま広がらないように、省内または政府内でチェックする態勢はありますか。